

緊急小口資金等特例貸付の償還免除について

この資金は、国の決めた要件にあてはまる場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」になります。以下をよく読んで、**要件に当てはまる場合は**必要な手続きをしてください。

1. あなたが利用した資金を確認してください。

資金の種類	借入期間	貸付上限金額
緊急小口資金		20 万円
総合支援資金(初回貸付)	1 か月～3 か月目	単身世帯 月額 15 万円 複数世帯 月額 20 万円
総合支援資金(延長貸付)*	4 か月～6 か月目	
総合支援資金(再貸付)	1 か月～3 か月	単身世帯 月額 15 万円 複数世帯 月額 20 万円

*初回貸付の借入期間を延長する(続けて利用する)貸付のことです。令和2年(2020 年)7月から令和3年(2021 年)6月まで受け付けていました。

2. 住民税非課税による償還免除

借りた人と借りた人の世帯主、両方が住民税非課税(住民税を支払う必要がない)であれば、「償還免除」の手続きをすることができます。

<注意>

※借りた資金や住民税が非課税となった年度等によって、償還免除の対象となる範囲が異なります。

※借りた時と世帯主が別であった場合、別途書類の提出が必要となる場合もあります。

(1)償還免除の申請方法

●必要な書類

①償還免除申請書

②住民票(「世帯全員」の住民票で、3 か月以内に発行したもの)

③非課税証明書(金額が*表示になっていないもの)

※役所で「非課税」か「課税」か、確認してください。

●申 請 先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

※住所の記載は不要です。この手紙と一緒に入っている青色の封筒(切手不要)に

①②③を入れて、ポストに投函してください。

(2)償還免除の決定について

申請処理をもとに審査を行い、結果をお知らせします。今回償還免除にならなかった人には、来年、償還免除について改めてご案内しますので、住所が変わった場合など必ず届け出てください。

3. 住民税非課税以外の償還免除

償還(返済)中に、次のいずれかの状態になった時に、貸付金の全部または一部が「償還免除(返す必要がなくなる)」となる可能性があります。

※死亡届をされている場合、申請は不要です。

	免除要件	対象範囲	必要書類
1	生活保護を受給 (※償還期間中に受給していること)	残額全て	生活保護受給決定通知または生活保護受給証明書(原本) ※発行後 1 か月以内のもの
2	精神保健福祉手帳(1 級)が交付された場合	残額全て	手帳の写し ※有効期間内であること
3	身体障害者手帳(1 級または 2 級)が交付された場合	残額全て	手帳の写し
4	以下、A～C がすべてあてはまる A 12 か月分*以上の償還未済額がある B 少額返済の実績がある C 借受人・借受人の世帯主とも住民税所得割が非課税となっている *12 か月分とは、当初の償還計画額の月額×12 回分の金額のこと (例)8,330 円×12 回=99,960 円	償還開始以降、 滞納している 金額。	①世帯全員の住民票 ※発行後 3 か月以内のもの ②借受人と世帯主の最新の課税証明 ※課税証明書を取得する時期によって必要な年度が異なります。取得時が 6 月より前の場合は前年度の課税証明書を、6 月以降の場合は当年度の課税証明書を提出してください

(1)償還免除の申請方法

- 申請の締め切り 免除要件にあてはまる状態となる場合、ご申請ください。
- 必要な書類 ①**住民税非課税以外の償還免除申請書**(同封している書類 No4)
②各免除要件に必要な書類(上の表に記載のもの)
- 申 請 先 〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター
※住所の記載は不要です。この手紙と一緒に入っている青色の封筒(切手不要)に必要な書類を入れて、ポストに投函してください。

問い合わせ先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

050-3099-0173(受付時間:平日 9:30~17:30)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/coronatokurei/index.html>

